

悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の変更 (案) について

1. 悪臭防止法に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の変更案について(概要)

(1) 変更の内容

悪臭防止法に基づく悪臭物質の規制地域の変更

ア 1号規制

順応地域の工場等の敷地境界線における規制基準を一般地域に変更し、市内全域を一般地域に指定する。

1号規制とは、工場その他の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準である。

(詳細は5ページ 「3.(1)1号規制」を参照)

イ 2号規制

工場等の煙突等における規制基準を一般地域に変更し、市内全域を一般地域に指定する。

2号規制とは、工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設から排出される悪臭物質の当該排出施設の排出口における規制基準である。

(詳細は6ページ 「3.(2)2号規制」を参照)

ウ 3号規制

工場等からの排出水の規制基準を一般地域に変更し、市内全域を一般地域に指定する。

3号規制とは、工場その他の事業場から排出される排出水に含まれる悪臭物質の当該事業場の敷地外における規制基準である。

(詳細は7ページ 「3.(3)3号規制」を参照)

(2) 変更の期日 令和6年4月1日

(3) 変更の方法 市長による告示(悪臭防止法第6条)